



水仙

Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士法人
News

編集発行人

パワーアライアンス税理士法人
 税理士 若杉 治

〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 12月の税務と労務

12月

(師走) DECEMBER

23日・天皇誕生日

国 税 / 給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税 / 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

及び保険料控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税 / 11月分源泉所得税の納付 12月10日

国 税 / 10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

1月6日

国 税 / 4月決算法人の中間申告 1月6日

国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合)

1月6日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |

地方税 / 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払

届

支払後5日以内



白色申告者の記帳と帳簿書類の保存 従来、白色申告者のうち、事業所得等の合計額が300万円超の者に限定されていた記帳と帳簿書類の保存義務が、平成26年1月からは白色申告者全てが対象となります。青色申告書による確定申告に対しては各種の特典が設けられていることから、これを機に青色申告への変更を検討する事業者もいるようです。

生計維持関係の認定

労災保険の場合

労働者が仕事中のケガや病気により死亡したときには、遺族補償給付（遺族補償年金または遺族補償一時金）が支給されます。このうち遺族補償年金を受けられることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者です。なお、妻（内縁関係を含む）以外については、一定要件に該当しているものに限られます。

Q 受給者の範囲

遺族補償年金の受給権者の範囲及び順位を教えてください。

A まず、遺族補償年金の受給資格者となるのは、①妻または六十歳以上の夫または一定の障害（障害等級5級以上、以下同じ）にある夫、②十八歳に達

する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子または一定の障害にある子、③六十歳以上の父母または一定の障害にある父母、④十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫または一定の障害にある孫、⑤六十歳以上の祖父母または一定の障害にある祖父母、⑥十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるかまたは六十歳以上の兄弟姉妹または一定の障害にある兄弟姉妹、⑦五十五歳以上六十歳未満の夫、⑧五十五歳以上六十歳未満の父母、⑨五十五歳以上六十歳未満の祖父母、⑩五十五歳以上六十歳未満の兄弟姉妹です。この受給資格者の人数に応じた額が、受給権者の先順位者（①の順位）に支給されます。ただし、⑦～⑩までに該当する人は、六十歳に達するまでは遺族

補償年金の支給が停止される暫定的な受給権者です。

労災保険には、先順位者が失権すると次順位者が、その次順位者が失権すると次の順位の人というように最後の順位の遺族まで権利が移転する転給という制度のある点が厚生年金保険と異なります。

Q 胎児であった子が生まれたとき

労働者の死亡当時胎児であった子には、遺族補償年金は支給されないのですか。

A 労働者の死亡当時胎児であった子が生まれたときは、将来に向かって、その子は労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた子とみなされ、遺族数が一人分プラスされて遺族補償年金が増額されます。

遺族補償年金は、その権利を有する遺族の数に応じて定められていますので、前記のように年金額が増える場合もあります。一定年齢に達したときは減額されます。

Q 生計維持関係の認定基準

労災保険の生計維持関係にかける認定基準について教えてください。

A 労災保険では、「労働者の死亡当時において、その収入によって日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であったか否か」により判断することとされていますので、遺族厚生年金のように年収の制限（八五〇万円未満）はありません。

Q 具体的な判断基準

具体的にどのような場合に、生計維持関係があったものと認めているのですか。

A 次の場合は、生計維持関係があったものまたは生計維持関係が常態であったものと認めています

① 労働者死亡当時の遺族の生活水準が、年齢、職業等が似ている一般人を著しく上回ら

ないとき。

なお、死亡労働者が共働きの遺族と同居していた場合であっても、相互間に生計維持関係がないことが明らかに認められる場合を除き、生計維持関係を認めてもよいとされています。この判断は、遺族の消費生活に対する死亡労働者の支出等の状況等が材料となります。

② 仕事以外のケガや病気により遺族との生計維持関係が失われている状態でも、それが一時的な事情によるものであることが明らかであるとき。

③ 生計維持関係発生後もなお労働者が死亡した場合であっても、労働者が生存していたなら、特別の事情がない限り、生計維持関係が存続していたらと推定できるとき。

④ 就職後極めて短期間で死亡したため遺族が生計維持関係ができるまでにいたらなかった場合も、生存していたなら生計維持関係がまもなく常態になったであろうことが賃金支払事情等から明らかに認められるとき。

Q 内縁関係の場合

内縁関係にあった人の場合は、どのように取り扱われるのですか。

A 労働者が業務災害などで死亡した場合で、戸籍上の妻はいないが内縁の妻がいる場合は、内縁の妻は遺族補償年金等の受給権者となることができると思われまます。いわゆる内縁関係(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった人)とは、「社会一般から夫婦としての共同生活関係が認められる実質を有しながらも、民法に規定されている婚姻の届出をしていないため、法律上の夫婦として認められない男女の生活関係」をいいます。具体的には次の要件を満たし、かつ、社会的ないし第三者がこのような事実を認めていることが必要です。

① 当事者間に社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。

② 当事者間に社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実

関係が存在すること。ただし、一定の近親間の婚姻を禁止している民法の規定に反するような場合は支給されません。

Q 重婚的内縁関係

A 届出による婚姻関係にありながら、他の人と事実上の婚姻関係がある人(重婚的内縁関係)の場合は、どうなりますか。

A 重婚的内縁関係にあった場合の保険給付(未支給の保険給付、遺族補償給付、障害補償年金差額一時金)の受給権は、原則として、届出による婚姻関係が優先されます。ただし、届出による婚姻関係がその実体を失って形骸化し、その状態が継続し、将来的にも解消される見込みがない場合に限り、事実上の婚姻関係に給付されます。

Q 婚姻関係の形骸化

A 前問の「婚姻関係の形骸化云々」とは、どのような状態をいうのですか。

A 婚姻の届出はしているが、

当事者間に社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係を維持しようとする合意がなくなっている、それが存続しなくなったと認められる次のような場合をいいます。

① 被災者の死亡当時、当事者間において、婚姻関係の形骸化及びその状態の固定化を容易に推認できるほどの長期間にわたる別居状態が継続中であったこと。

② ①の別居期間中、当事者間において、電話連絡、書簡または訪問等による交流の事実がなく、音信不通またはそれに準じた状態であったこと。

③ 別居期間中、正常な夫婦関係の回復、別居生活の解消を図るための継続した努力の形跡が当事者のいずれにも認められないこと。なお、届出による婚姻関係にあった人について、生活状態等からこれらの継続した努力が期待できないと認められる場合は除くものとされています。

昭和28年4月2日以後生まれの老齢年金

平成25年度以降、昭和28年4月2日以後生まれの男性(女性は5年遅れ)から、特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢が、61歳以後に順次引き上げられ(下表を参照してください)、最終的には60歳台前半の老齢給付が行われなくなることとなります(老齢年金の繰上げ受給は可)。

60歳から64歳まで支給される特別支給の老齢厚生年金には、厚生年金保険の被保

60歳台前半の老齢年金の引上げスケジュール

| 生年月日(男性) | | 支給開始年齢 | 生年月日(女性) | |
|-------------------|-------------------|--------|-------------------|-------------------|
| 定額部分 | 報酬比例部分 | | 定額部分 | 報酬比例部分 |
| S 16.4.2 ~ 18.4.1 | S 28.4.2 ~ 30.4.1 | 61歳 | S 21.4.2 ~ 23.4.1 | S 33.4.2 ~ 35.4.1 |
| S 18.4.2 ~ 20.4.1 | S 30.4.2 ~ 32.4.1 | 62歳 | S 23.4.2 ~ 25.4.1 | S 35.4.2 ~ 37.4.1 |
| S 20.4.2 ~ 22.4.1 | S 32.4.2 ~ 34.4.1 | 63歳 | S 25.4.2 ~ 27.4.1 | S 37.4.2 ~ 39.4.1 |
| S 22.4.2 ~ 24.4.1 | S 34.4.2 ~ 36.4.1 | 64歳 | S 27.4.2 ~ 29.4.1 | S 39.4.2 ~ 41.4.1 |
| S 24.4.2 ~ | S 36.4.2 ~ | 65歳 | S 29.4.2 ~ | S 41.4.2 ~ |

険者期間が20年以上ある人(40歳(女性の場合は35歳)以降15年以上あるいわゆる中高齢の期間短縮特例の対象者を含む)が、定額部分の支給開始年齢に達した時点で、その人に生計を維持する65歳未満の配偶者または18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある子(1級または2級の障害の状態にある子は20歳未満)がいる場合には加給年金を加算する制度があります。

この加給年金の支給開始年齢が、老齢年金の引上げ措置により、原則として昭和24年4月2日以後生まれの男性から65歳以降になりました。

年金受給者が死亡したとき

老齢年金・障害年金の受給権者が死亡すると、その遺族に遺族年金等の他に、その死亡した人に支給すべき年金でまだ支給していないものが「未支給の年金」として支給されますので、年金事務所に請求します。

年金は、それを支給すべき理由が生じた月の翌月から、死亡したときなど権利が消滅した月まで、毎年偶数月に、それぞれ前2カ月分がまとめて支給されますので、必ず未支給の年金が発生します。

これを受けられる遺族は、配偶者(内縁関係にある人を含む)、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹(遺族厚生年金などのように年齢要件はない)であって、その人の死亡当時その人と生計を同じくしていた人のうち最先順位者(同順位者が複数いる場合は、その全員)です。

労災から保険給付を受けていた場合も同様で、その未支給分を労働基準監督署に請求します。

再就職後の保険給付

① 失業給付の所定給付日数が百五十日分ある人が、百二十日分を受給して再就職した後、仕事が終わらず再び離職したときの給付は、再就職後における雇用保険の被保険者期間に応じて給付内容は異なります。

② 再就職先での被保険者期間が十二カ月未満の場合、受給資格は得られませんが、受給期間内(前の離職日の翌日から一年間)であれば残りの失業手当を受けることができます。

③ 再就職先での被保険者期間が十二カ月以上の場合、失業手当が受けられます。なお、残りの三十日分の失業手当は打切りとなります。

④ 再就職先での被保険者期間が十二カ月未満の場合、受給資格は得られませんが、受給期間内(前の離職日の翌日から一年間)であれば残りの失業手当を受けることができます。

⑤ ちなみに、再就職の離職理由が自己都合であっても給付制限はありません。